

主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究
公募要領

令和5年3月16日
初等中等教育局

1 事業名

主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究

2 事業の趣旨

少子高齢化・グローバル化・技術革新など、社会が加速度的に変化し、将来の予測が困難な時代となる中、これからの社会を担う子供たちには、様々な情報を受け止め、多面的・多角的に考察し、選択・判断するなど、よりよい生活や社会の実現に向けて主体的に参画するために必要な力の育成が求められている。特に、選挙権年齢や成年年齢の引下げを受けて、主権者及び自立した消費者として必要な力の育成に係る教育の重要性は一層増している。

こうした状況を踏まえ、現在、小・中・高等学校等において学習指導要領に基づき指導が行われている主権者教育及び消費者教育について、その一層の充実に努めることをねらいとして、指導上の工夫等を整理する。

なお、本事業は「学習指導要領のよりよい実施に向けた取組の推進事業委託要項 2 事業の内容 ② 主体的な社会参画の力を育む指導の充実」に係る事業である。

3 事業の内容

上記2の趣旨に基づき、教育委員会又は学校の設置者（以下、「教育委員会等」という）及び教育委員会等が指定する学校（以下、「実践校」という）において、次に示す類型Ⅰ①、類型Ⅰ②、類型Ⅱ①、類型Ⅱ②のいずれかまたは複数の類型について実践研究を実施すること。

【類型Ⅰ①】主権者に必要な資質・能力の育成に係る小学校又は中学校における実践

【類型Ⅰ②】主権者に必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

【類型Ⅱ①】消費者として必要な資質・能力の育成に係る小学校又は中学校における実践

【類型Ⅱ②】消費者として必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

各類型の実践研究の内容は以下の通り。

【類型Ⅰ①】主権者に必要な資質・能力の育成に係る小学校又は中学校における実践

実践校において、主権者教育を推進する観点から、次のア・イのいずれかまたは両方のテーマについて、具体的な実践事例を通して明らかにすること。

ア. 社会科における指導

- ・児童生徒が社会的事象に興味・関心を持ち、自分事として捉えながら、児童生徒に考えさせる教育活動を行うため、どのような指導上の工夫が考えられるか（例：児童生徒の状況を踏まえた題材選び、年間指導計画を踏まえた単元設計

及び授業の展開、外部人材の活用等に関する工夫)。

- ・発達の段階に応じた情報活用能力の育成(特に、社会的事象に関する情報を収集し、その情報を公正に判断し、自分の意見をもつこと)に関して、どのような指導上の工夫が考えられるか。
- ・教科等横断的な学習を充実するために、教育課程の編成に当たってどのような工夫が考えられるか。(例:関連する各教科等の内容を指導する時期や内容同士の関連付けを図る際の工夫)

※参照:小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編 付録6

「主権者に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/03/18/1387017_001.pdf#page=218

イ. 特別活動における指導

- ・児童生徒が学校生活の充実と向上に主体的に参画することを促すため、どのような指導上の工夫が考えられるか。(例:学級活動、及び、児童会・生徒会の組織づくりと児童会活動・生徒会活動の計画や運営等に関する工夫)
- ・全ての教師が趣旨を理解し協力して関わることのできる、学校全体としての取組とするための校内体制構築に関して、どのような工夫が考えられるか。

なお、教育委員会等の受託者については、実践校に対する支援の実施や、管下の学校を対象とした研修の充実策の検討など、本実践研究において担う役割を明確にすること。(例:実践校の指導計画・指導内容に関する指導助言、実践校が外部の人材・機関と連携する際の支援、教科等横断的な視点や政治的中立性の確保について理解を促すための教員向け研修や教材の研究)

【類型 I ②】主権者に必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

実践校において、主権者教育を推進する観点から、次のア・イのいずれかまたは両方のテーマについて、具体的な実践事例を通して明らかにすること。

ア. 公民科における指導

- ・生徒が社会的事象に興味・関心を持ち、自分事として捉えながら、生徒に考えさせる教育活動を行うため、どのような指導上の工夫が考えられるか(例:生徒の状況を踏まえた題材選び、年間指導計画を踏まえた単元設計及び授業の展開、外部人材の活用等に関する工夫)。
- ・発達の段階に応じた情報活用能力の育成(特に、社会的事象に関する情報を収集し、その情報を公正に判断し、自分の意見をもつこと)に関して、どのような指導上の工夫が考えられるか。
- ・教科等横断的な学習を充実するために、教育課程の編成に当たってどのような工夫が考えられるか。(例:関連する各教科等の内容を指導する時期や内容同士の関連付けを図る際の工夫)
- ・政治的事象について扱ったり、実際の選挙の機会を活用したり、議員を招へいしたりする学習活動を行う際、政治的中立性を確保するための取組に関して、どのような工夫が考えられるか。※該当する活動を計画する場合に限る。

イ. 特別活動における指導

- ・生徒が学校生活の充実と向上に主体的に参画することを促すため、どのような指導上の工夫が考えられるか（例：ホームルーム活動、及び、生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営等に関する工夫）。
- ・全ての教師が趣旨を理解し協力して関わることのできる、学校全体としての取組とするための校内体制構築に関して、どのような工夫が考えられるか。

なお、教育委員会等の受託者については、実践校に対する支援の実施や、管下の学校を対象とした研修の充実策の検討など、本実践研究において担う役割を明確にすること。（例：実践校の指導計画・指導内容に関する指導助言、実践校が外部の人材・機関と連携する際の支援、教科等横断的な視点や政治的中立性の確保等について理解を促すための教員向け研修や教材の研究）

【類型Ⅱ①】消費者として必要な資質・能力の育成に係る小学校又は中学校における実践

実践校において、消費者教育を推進する観点から、次のア及びイのテーマについて、具体的な実践事例を通して明らかにすること。

ア. 家庭科等における指導

- ・「買い物の仕組み」や「消費者の役割」（中学校は「売買契約」や「消費者被害」）に関する指導に当たり、具体的な事例に基づいた学習を、自立した消費者としての消費生活・消費行動等に関する深い理解や態度の形成に結び付けるために、どのような工夫が考えられるか（例：児童生徒の状況を踏まえた題材選び、年間指導計画を踏まえた題材の設定及び授業の展開、外部人材の活用等に関する工夫）。
- ・関係教科等の連携を意図した指導計画を作成するにあたり、どのような工夫が考えられるか。

イ. 校内体制の構築

- ・特定の教科だけでなく、学校全体としての取組とするための校内体制構築に関して、どのような工夫が考えられるか。

※参照：小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編 付録 6

「消費者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf#page=222

なお、教育委員会等の受託者については、実践校に対する支援の実施や、管下の学校を対象とした研修の充実策の検討など、本実践研究において担う役割を明確にすること。（例：実践校の指導計画・指導内容に関する指導助言、実践校が外部の人材・機関と連携する際の支援、教員向け研修や教材の研究）

【類型Ⅱ②】消費者として必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

実践校において、消費者教育を推進する観点から、次のア及びイのテーマについて、具体的な実践事例を通して明らかにすること。

ア．家庭科等における指導

- ・「契約の重要性」や「消費者保護の仕組み」に関する指導に当たり、具体的な事例に基づいた学習を、自立した消費者としての消費生活・消費行動等に関する深い理解や態度の形成に結び付けるために、どのような工夫が考えられるか（例：児童生徒の状況を踏まえた題材選び、年間指導計画を踏まえた題材の設定及び授業の展開、外部人材の活用等に関する工夫例）。
- ・関係教科等の連携を意図した指導計画を作成するにあたり、どのような工夫が考えられるか。

イ．校内体制の構築

- ・特定の教科だけでなく、学校全体としての取組とするための校内体制構築に関して、どのような工夫が考えられるか。

なお、教育委員会等の受託者については、実践校に対する支援の実施や、管下の学校を対象とした研修の充実策の検討など、本実践研究において担う役割を明確にすること。（例：実践校の指導計画・指導内容に関する指導助言、実践校が外部の人材・機関と連携する際の支援、教員向け研修や教材の研究）

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 公募対象

公募対象は、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人とする。

6 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和5年度から令和6年度（2か年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度の計画額の上限は800千円とする。

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採択件数：各類型2～3件程度（予定）。採択件数は審査委員会が決定する。

※各類型において、教育委員会等は、実践校を1～3校程度設けて申請することを想定。

7 採択方法等

文部科学省が設置する審査委員会において、別添の「審査基準」に基づき、審査等を実施する。選定終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

8 参加表明書の提出

本公募に当たって参加表明書の提出は不要とする。

9 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

- 企画提案書（「事業実施計画書（様式1）」で代える）
- 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定を受けている場合はその写し
- 誓約書（学校法人のみ）

(2) 提出方法

企画提案書等については、原則電子メールによる電子媒体で提出すること。

ただし、電子メールで送付できない理由がある場合には、紙媒体での提出も可能とする。なお、提出にあたっては、下記留意事項を確認すること。

①電子メールによる電子媒体で提出する場合

- ・作成した事業実施計画書をPDFファイルにまとめ、メールに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（契約の相手方となる団体名）R5 主権者及び消費者育成委託事業」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、「ファイルアップロード用URLの転送希望」とメールにて連絡し、文部科学省担当係から送付されたURLよりファイルを提出すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、文部科学省担当係から申請者に対してメールにより受信通知を行う。企画提案書等の提出後、3日を過ぎても受信通知が届かない場合は、電話にて以下(3)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）による紙媒体で提出する場合

- ・提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、正本1部は片面印刷とし、副本6部は両面印刷とすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

①電子メール：kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

(4) 提出締切

令和5年4月7日（金）17時必着

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※電子メールで送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

10 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、再委託先がある場合は、その再委託先も誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国公立大学法人には適用しない。

11 委託契約の締結について

採択決定の後、採択者（委託契約予定者）と提出書類等を基に契約額及び契約の条件等について調整を行う。なお、契約金額は、本公募要領6に示す事業規模及び「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、採択者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12 スケジュール

- | | |
|------------|----------------|
| ①令和5年3月16日 | 公募開始 |
| ②令和5年4月7日 | 公募締切 |
| ③令和5年4月中旬 | 選考・審査（予定） |
| ④令和5年4月下旬 | 選考・審査結果の通知（予定） |
| ⑤令和5年5月初旬 | 委託契約の締結 |

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 その他

(1) 事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用については、審査結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

- (2) 提出された事業実施計画書等については、返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省の調達情報サイトにある「調達総合案内」にて開示する。
- (4) 事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書及び採択決定後に文部科学省担当係と調整した「事業実施計画書」等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・ 事業実施計画書（経費項目の積算を含む）
- ・ （再委託がある場合）再委託に関する事項に係る資料
- ・ 経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など。再委託に係るものを含む）
- ・ 別紙（銀行口座情報）

この公募は、令和5年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。